

基本目標 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

現状と課題

地域・家庭生活では、意識しないままに、性別による役割分業があらわれることがあります。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」によると、区・自治会の会合・活動において、男性が「自分」が行うとする人の割合は女性と大差はありませんが、家事、育児、子どもの教育、子どもに関する会合・活動などは、圧倒的に女性によって担われていました。しかし、その一方で、区・自治会の長など、代表やリーダーシップを発揮する役割の多くは、もっぱら男性によって担われているのが実情です。

このような状況を変えていくため、地域の団体や委員などへの男女双方の登用を進めることが、重要な課題です。女性問題や男女共同参画に取り組んでいる諸団体の支援を進め、団体同士の交流ネットワークをつくることも必要です。

また、家庭生活での男女共同参画を進めるために、特に子育ての男女共同参画を進めることは重要な課題です。日本では、高度経済成長期以降、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方と実態がつくられ、特に子育ては「3歳までは母の手で」という考え方のもと、母親の役割と位置づけられ、地域や親族の連帯が弱まるなかで、母親の孤立育児と育児不安という問題を生みだしてきました。同時に、このような性別役割分業は、父親が子育てを行う権利を奪うものでもありました。1990年代以降、行政の子育て支援が進むなか、地域の子育てグループやNPOの活動が活発になり、行政との連携が促進されるなど、子育てをめぐる新しい動きがみられるようになってきました。男性の育児参加はまだ低調ですが、父親の子育てグループが各地で活発に活動する動きもみられます。

東郷町では「東郷町子育て支援計画」を策定し、それにもとづいた政策を進めています。その推進にあたり、男女共同参画の視点をもって進めることが重要です。多様な保育施設・保育環境整備など女性が働きつづける条件整備や育児の悩みを解消するための支援を進めるとともに、男性を対象にした子育て支援を充実させること、ひとり親家族や障害のある児を育てる家族など多様な家族の実態に応じた子育て支援を行うこと、さらには子どもの人権を尊重した「子育て支援」を行うことが求められています。

< 基本的課題

2 - 1 地域における男女共同参画の促進

施策の方向

2 - 1 - 1 地域の団体や企業への女性登用の促進

2 - 1 - 2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

2-1-1 地域の団体や企業への女性登用の促進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
区・自治会や地域の各種団体における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画を実現するため、区・自治会、各種団体等への男性・女性双方の参加を働きかけます。	全課		
各種委員の役職への女性の参画促進	民生・児童委員などの各種委員の役職への女性参画を促進します。	全課		
地域の企業における女性の参画促進への働きかけ	地域の企業の方針決定過程への女性参画を進めるため、性別にこだわらない人材採用や登用を働きかけます。	農政商工課		

2-1-2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わるグループやNPOなどへの支援	女性問題や男女共同参画に取り組んでいる団体やNPOなどへの支援を進めます。	健康交流課		
女性団体や男女共同参画に関わる団体などの交流ネットワークづくり	女性問題や男女共同参画に関わる活動に取り組んでいる団体などの交流ネットワークづくりを進めます。	児童課・健康交流課		

2-2 子育て家庭を支援する地域環境整備

施策の方向

2-2-1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

2-2-2 子育てネットワークに対する支援

2-2-1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子育て支援の施設の充実と活用	子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等をさらに充実し、住民が子育てしやすい施設として活用しま	児童課・社会教育課		

	す。			
保育環境の整備	多様な保育ニーズ（一時保育、乳児保育、延長保育、病後児保育）に対応した保育環境を整えます。	児童課		
子育てに関する多様な情報提供	子育ての不安や孤立をなくし、男女がともに育児に関わることができるよう、広報やホームページなどを通して情報提供を図ります。	児童課・健康交流課		
多様なニーズに応じた子育て支援の充実	「東郷町子育て支援計画」を男女共同参画の視点をもって運用し、多様な家族のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。	児童課・健康交流課		
男女共同参画の視点にたった子育て環境の整備	講座・セミナーでの託児、男女トイレへのベビーベッド設置、働く男女が参加しやすい時間帯や場所の設定など、子育て環境を男女共同参画の観点で見直し、改善を図ります。	全課		
子育てについての相談支援の充実	育児や健康に関する多様な問題を相談できる相談窓口を設置します。	児童課・健康交流課		

2 - 2 - 2 子育てネットワークに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子育てネットワークに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルや NPO などの活動の場を提供するなど、支援を行います。 ・子育てサークルや NPO など、子育てに関わる団体相互の連携や協力を促進します。ファミリー・サポート事業を促進し、男女の枠を超えた親同士の連携を進めます。 	児童課・健康交流課		

基本的課題

2-3 男性の子育てを促進する環境づくり

施策の方向

2-3-1 男性に対する子育て支援の充実

2-3-2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

2-3-1 男性に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男性に対する子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象にした子育て支援や相談事業を行います。 ・父親講座など、男性を対象にした講座やセミナーを、男性が参加しやすい内容や時間帯を工夫して、開催します。 	児童課・健康交流課		

2-3-2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男性の子育てネットワークづくりに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が参加する子育てサークルやNPOなどとの活動に対する支援を行います。 ・男性が中心となって運営する子育てサークルやNPOの育成を促進します。 	児童課・健康交流課		

基本的課題

2-4 多様な子育て・子育てへの支援

施策の方向

2-4-1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

2-4-2 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

2-4-3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

2 - 4 - 1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
ひとり親家庭への子育て支援	ひとり親家庭の生活安定を図るため、家事・育児支援を充実します。	福祉課・児童課・保険年金課・学校教育課		
多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業の充実	多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業を、男女共同参画の視点をもって行います。	福祉課・児童課・学校教育課		
多様なライフスタイルの人々の子育てネットワークの促進	多様なライフスタイルの人々が中心となって運営する子育てサークルやNPOなどに対して活動の場や情報を提供し、相互の連携や協力を促進します。	福祉課・児童課・健康交流課		

2 - 4 - 2 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもをもつ家庭に対して、NPOやボランティア団体などと連携して適切な情報提供を行います。 ・ 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援を、男女共同参画の視点をもって充実させます。 	福祉課		
障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て相談の充実	障害のある子どもをもつ家庭に対する相談を、男女共同参画の視点をもって、充実させます。	福祉課・学校教育課		

2 - 4 - 3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子どもを対象にした相談窓口の設置	NPOやボランティア団体などと連携して、虐待やいじめなどの問題に対して、子ども自身が相談できる窓口を設けます。	児童課・学校教育課		
子どもを対象にした出会いや活動の場の提供	児童館などと連携し、子どもが多様な大人と出会ったり、子ども同士で活動できる場づくりを行います。	児童課・学校教育課・社会教育課		

▶コラム 子どもの権利条約

1989年の国連総会において採択・制定された条約で、それまでの国連の人権擁護の流れを受けて、「子どもの権利」を定めたものです。「未成熟だから大人に保護・養育され、管理される対象」という子ども観を変更し、大人と同様に「人権」の主体としての位置を保障しようとしています。この趣旨のもと、意見表明権、表現の自由、思想・良心及び宗教の自由、集会・結社の自由、プライバシーの権利、情報へのアクセス権などが明記されています。とはいえ、子どもを全く大人と同様に扱うということではなく、子ども固有の権利として、有害労働や麻薬、性的搾取や虐待からの保護なども定められています。日本政府は1994（平成6）年にこの条約を批准し、各自治体で子ども条例制定などの取組がなされるようになってきています。